

「国家公務員 両立支援実務のてびき 新版(令和6年)」ご購入の皆様へ

令和7年4月8日
人事行政研究所

「両立支援実務のてびき」をご購入いただきまして、誠にありがとうございます。
本書は、令和6年10月に発行いたしました。その後、関係する制度の改正等が行われましたので、育児関係を中心に主な改正内容と本書の該当する箇所をご連絡いたします。
皆様には、改正の内容等をご確認いただきまして、引き続き本書をご利用ください。

1. 育児休業中の給与以外の給付等の改正【令和7年4月1日改正】

- 「第1章 国家公務員の育児休業等」「II 育児休業」「13 育児休業に伴う給与以外の給付等」
(21 ページ、下から5行目)

ウ 短期給付として育児休業支援手当金が支給される。(請求手続が必要)

【罫線右の根拠法令欄：共済組合法第68条の3】

育児休業支援手当金は、対象期間内に育児休業をした場合で、支給要件に該当するときは、最大28日間、標準報酬の日額の13%が育児休業手当金に上乗せして支給される。

ウエ 共済組合の掛金等は、次の場合の区分に応じて、その区分に応じた月は免除される。(申出の手続が必要)

2. 子の看護休暇の取得事由等の拡大【令和7年4月1日改正】

- 「第3章 出産・育児等のための休暇」(91 ページ、上から5行目)

III 子の看護等休暇(子の看護等をする場合の休暇)(特別休暇)

- 「第3章 出産・育児等のための休暇」(93 ページ、上から2行目)

出産・育児等のために取得することができる休暇としては、「第2章 女性職員の健康、安全及び福祉」に記載している産前休暇、産後休暇及び保育時間のほか、次に掲げる配偶者出産休暇、育児参加休暇、子の看護等休暇、出生サポート休暇(不妊治療に係る通院等のための休暇)が特別休暇として措置され、また、非常勤職員にも同様の趣旨の休暇が措置されている。

- 「第3章 出産・育児等のための休暇」「III 子の看護休暇」(95 ページ、下から4行目)

III 子の看護等休暇(子の看護等をする場合の休暇)(特別休暇)

1 概要

未就学の9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員が、その子の看護等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の特別休暇

2 子の看護等休暇の取得要件

- (1) 小学校就学の始期に達するまでの9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する(※1)職員が、その子の看護等(※2)をするために勤務しないことが相当であると認められる場合

※1 「子を養育する」とは、その子と同居して、その子を監護することをいう。

※2 「子の看護等」とは、①負傷し、又は疾病にかかった子の世話、②疾病の予防を図るために必要な子の世話(予防接種又は健康診断を受けさせること)、③学校の休業(学級閉鎖等)、出席停止等に伴う子の世話を行うこと、又は④入園、卒園若しくは入学の式典その他これに準ずる式典に参加することをいう。

- (2) 子の看護等休暇の対象となる「子」

ア 実子、養子、特別養子縁組の成立に係る監護期間中の子、養子縁組里親である職員に委託されている里子、これらに準ずる者として人事院規則で定める者(※)

※ 「人事院規則で定める者」とは、養子縁組里親である職員に委託しようとしたものの、子の実親等の反対により委託することができず、やむを得ず養育里親としての当該職員に委託されている里子

イ 配偶者の「子」

3 子の看護等休暇の期間及び休暇の単位

- (1) 休暇の期間

一暦年に5日(対象となる子の人数が2人以上の場合は10日)の範囲内の期間

なお、子が小学校に入学9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過するなどにより、年の途中で対象となる子の人数が2人以上から1人となった場合は、その時点の残日数(残日数が5日を超える場合は、5日)の範囲内の期間

- (2) 休暇の単位

93 ページ「I 配偶者出産休暇(妻が出産する場合の休暇)」3(2)に同じ。

4 子の看護等休暇の請求、承認

94 ページ「I 配偶者出産休暇(妻が出産する場合の休暇)」4に同じ。

3. 非常勤職員の出産・育児等のための休暇取得要件の緩和【令和7年4月1日改正】

「V 非常勤職員を対象とした出産・育児等のための休暇」

- 「1 非常勤職員の配偶者出産休暇(有給の休暇)」(98 ページ、上から10行目)
- 「2 非常勤職員の育児参加休暇(有給の休暇)」(99 ページ、上から15行目)

※1 「人事院の定める非常勤職員」とは、次の~~①及び②のいずれをも満たす~~要件に該当する非常勤職員

~~①~~○ 1週間の勤務日が3日以上(週以外の期間によって勤務日が定められている場合は1年間の勤務日が121日以上)とされていること

~~②~~ ~~6月以上の任期が定められている又は6月以上継続勤務していること~~ (削除)

4. 非常勤職員の子の看護休暇の取得事由等の拡大【令和7年4月1日改正】

○「3 非常勤職員の子の看護休暇（無給の休暇）」（100 ページ、 上から3行目）

3 非常勤職員の子の看護等休暇（無休の休暇）

(1) 概要

~~小学校就学の始期に達するまでの9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある~~
子を養育する非常勤職員が、その子の看護等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の無休の休暇

(2) 非常勤職員の子の看護等休暇の取得要件

ア ~~小学校就学の始期に達するまでの9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある~~
子を養育する（※1）非常勤職員（人事院の定める非常勤職員に限る。（※2））が、その子の看護等（※3）をするために勤務しないことが相当であると認められる場合

※1 「子を養育する」とは、その子と同居して、その子を監護することをいう。

※2 「人事院の定める非常勤職員」とは、次の①及び②のいずれをも満たす要件に該当する非常勤職員

①○ 1週間の勤務日が3日以上（週以外の期間によって勤務日が定められている場合は1年間の勤務日が121日以上）とされていること

~~② 6月以上の任期が定められている又は6月以上継続勤務していること（削除）~~

※3 「子の看護等」とは、i 負傷し、又は疾病にかかった子の世話、ii 疾病の予防を図るために必要な子の世話（予防接種又は健康診断を受けさせること）、iii 学校の休業（学級閉鎖等）、出席停止等に伴う子の世話を行うこと、又は、iv 入園、卒園若しくは入学の式典その他これに準ずる式典に参加することをいう。

(3) 非常勤職員の子の看護等休暇の対象となる「子」

非常勤職員の子の看護等休暇に同じ（96 ページ IIIの2(2)参照）

(4) 子の看護等休暇の期間及び休暇の単位

ア 休暇の期間

一の年度（4月1日から翌年の3月31日）において5日（対象となる子の人数が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間

勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員の場合は、勤務日1日当たりの勤務時間（1分未満の端数は切捨て）に5（対象となる子の人数が2人以上の場合は10）を乗じて得た時間の範囲内の期間。

なお、年の途中で対象となる子の人数が2人以上から1人となった場合は、その時点の残日数（残日数が5日を超える場合は5日）の範囲内の期間

イ 休暇の単位

非常勤職員の配偶者出産休暇に同じ（98 ページ 1(3)イ参照）

(5) 非常勤職員の子の看護等休暇の請求、承認

休暇の請求、承認の手続は、常勤職員の例に準じて取り扱う。

5. 非常勤職員の出産・育児等のための休暇取得要件の緩和【令和7年4月1日改正】

- 「4 非常勤職員の出生サポート休暇（不妊治療に係る通院等のための休暇）（有給の休暇）」（101 ページ、上から 14 行目）

※1 「人事院の定める非常勤職員」とは、次の①及び②のいずれをも満たす要件に該当する非常勤職員

①○ 1 週間の勤務日が 3 日以上（週以外の期間によって勤務日が定められている場合は 1 年間の勤務日が 121 日以上）とされていること

~~② 6 月以上の任期が定められている又は 6 月以上継続勤務していること（削除）~~

6. 非常勤職員の短期介護休暇取得要件の緩和【令和7年4月1日改正】

- 「第4章 介護のための休暇」「IV 非常勤職員の介護のための休暇」
「3 非常勤職員の短期介護休暇（短期の介護をする場合の無休の休暇）」（120 ページ、上から 14 行目）

(2) 短期介護休暇を取得することができる非常勤職員

次のア、イのいずれにも要件に該当する非常勤職員

~~ア○ 1 週間の勤務日が 3 日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で 1 年間の勤務日が 121 日以上である者~~

~~イ 6 月以上の任期が定められている者又は 6 月以上継続勤務している者（※）~~

~~※ 「継続勤務」とは原則として同一官署において、その雇用形態が社会通念上中断されていないと認められる場合の勤務をいう。~~

7. 勤務時間制度の改正に伴う変更【令和7年4月1日改正】

- 「第5章 育児又は介護のための勤務時間制度の配慮（休暇を除く）」（131 ページ）
勤務時間法の改正【令和7年4月1日施行】により、フレックスタイム制などの勤務時間制度が大きく改正され、本書に記載している内容や根拠条項等に変更がありますのでご注意ください。

なお、今回の勤務時間制度の改正による「育児又は介護を行う職員」に対する措置内容の変更等については、その改正概要を次のようにまとめましたのでご活用ください。

- 「第5章」「I 育児又は介護を行う職員のフレックスタイム制」（131 ページ）

今回のフレックスタイム制の改正内容は、これまで最も柔軟な運用が可能とされている「育児又は介護を行う職員」の運用基準を、一般の職員等に拡大するものです。

そのため、「育児又は介護を行う職員」に対する措置の内容には変更はありませんが、フレックスタイム制により通常の週休日（官執勤務者の土・日曜日）に加えて設定する「週休日」については「勤務時間を割り振らない日」と名称が変更されています。

改正後の「フレックスタイム制の概要」については次のようになりますので、136 ページに掲載している「(参考 育児又は介護を行う職員のフレックスタイム制と一般の職員のフレックスタイム制の比較)」を差し替えてご覧ください。

フレックスタイム制の概要

勤務時間法第6条第3項

職員の類型 基準等	一般の職員	研究職員等	育児・介護を行う職員 障害者である職員
	1日の 最短勤務時間数	2～4時間で各省各庁の長が定める時間(※1)	
コアタイム	毎日	1日以上(※2) (※1の☆の日を除く)	毎日
	2～4時間で各省各庁の長が定める時間		
	9時～16時の間に設定		
フレキシブル タイム	5時～22時		
・週休日 ・勤務時間を割り振 らない日	土日 + 勤務時間を割り振らない日を週1日設けることも可		
単位期間	4週間	1～4週間	

※1 勤務時間を割り振らない日を含まない週について職員が週1日を限度として指定する日(☆)は、この時間数を下回ることが可能

※2 研究業務に従事する職員その他これに類する職員として各省各庁の長が認める場合(内規等で定めることが必要)

(注) 上記基準にかかわらず、休日等の勤務時間は1日7時間45分とする

- 「第5章」「Ⅱ 人事院規則 10 - 11 (育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限)による措置」「1 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務」
(139 ページ、上から4行目)

(1) 概要

育児又は介護を行う職員の早出・遅出勤務は、育児又は介護を行う職員が子を養育又は要介護者を介護するために請求した場合に、公務の運営の支障がある場合を除き、1日の勤務の長さを変えず、始業・終業の時刻を、育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻(始業の時刻は午後前5時以後、終業の時刻は午後10時以前に設定)とする勤務時間の割振りによって勤務させる制度をいう。

(2) 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の対象者（対象となる事由）

ア 育児を行う職員

(ア) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

(イ) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員で、~~放課後児童クラブ、放課後子ども教室、子育て援助活動支援事業における援助、放課後デイサービス又は日中一時支援事業~~を利用している子の出迎え又は見送りを~~するもの~~

※ 「子」とは、実子、養子、特別養子縁組の成立に係る監護期間中の子、養子縁組里親である職員に委託されている里子、これらに準ずる者として人事院規則で定める者（養子縁組里親である職員に委託しようとしたものの、子の実親等の反対により委託することができず、やむを得ず養育里親としての当該職員に委託されている里子（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。以下「Ⅱ」において同じ。）

○「第5章」「Ⅱ 人事院規則 10 - 11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）による措置」「1 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務」

（140 ページ、下から 1 行目）

・ ~~小学校等に就学している子で、放課後児童クラブ、放課後子ども教室、子育て援助活動支援事業における援助、放課後等デイサービス又は日中一時支援事業~~を利用している子の出迎え又は見送りの必要が、**義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子でなくなった場合**

○「第5章」「Ⅱ 人事院規則 10 - 11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）による措置」「3 育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限」

（143 ページ、下から 9 行目）

3 育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限

(1) 概要

ア 「超過勤務の免除」

~~3歳に満たない~~**小学校就学の始期に達するまでの子**を養育する職員が請求した場合に、その職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難な場合を除き、又は要介護者を介護する職員が請求した場合に、公務の運営に支障がある場合を除き、超過勤務（※）をさせてはならないとする制度

（中略）

(2) 育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限の対象者

ア 育児を行う職員

(ア) 「超過勤務の免除」

~~3歳に満たない子（満3歳の誕生日の前日までの子）~~**小学校就学の始期に達するまでの子**のある職員

(イ) 「超過勤務の制限」

小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

- 「第5章」「Ⅲ 育児又は介護を行う職員、妊娠中の女性職員の休憩時間の短縮・延長」「1 休憩時間の短縮」 (149 ページ、上から 18 行目)

(1) 育児を行う場合

ア 小学校就学の始期に達するまでの子(※)を養育する場合

イ 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子を送迎するため、住居以外の場所へ赴く養育する場合

- 「第5章」「(休憩時間変更事由届の参考例)」 (151 ページ)

「休憩時間変更事由届」の様式が変更された。

8. 上記の改正に伴う目次等の記載事項の修正【令和7年4月1日改正】

- 「目次」「第3章 出産・育児等のための休暇」(1 ページ、下から 3 行目)

Ⅲ 子の看護等休暇(子の看護等をする場合の休暇)(特別休暇)

- 「国家公務員の両立支援制度の概要【常勤職員の場合】」(3 ページ、上から 6 番目の囲い)

子の看護等休暇	未就学児 <small>小学校3年生(9歳)までの子</small> を看護等するための休暇(年5日(対象となる子が2人以上の場合は10日)以内)
(略)	
フレックスタイム制	総勤務時間数を変えずに、日ごとの勤務時間数・勤務時間帯を変更すること(週休勤務時間を割り振らない日の追加も可能)
早出遅出勤務	未就学児 <small>小学校6年生までの子</small> の養育、 小学生の放課後児童クラブへの送迎 、家族の介護のため、勤務時間帯を変更すること
深夜勤務の制限	未就学児の養育、家族の介護のため、深夜(午後10時から午前5時)に勤務しないこと
超過勤務の免除	3歳未満の子 未就学児の養育、家族の介護のため、超過勤務をしないこと
超過勤務の制限	未就学児の養育、家族の介護のため、「1月に24時間、1年に150時間」を超えて超過勤務をしないこと
休憩時間の短縮	妊娠中の通勤配慮、未就学児 <small>小学校6年生までの子</small> の養育、 小学生の放課後児童クラブへの送迎 、家族の介護のため、休憩時間を短縮すること
休憩時間の延長	未就学児等 <small>小学校6年生までの子</small> の養育、家族の介護のため、休憩時間を延長すること(休憩時間の直前又は直後に在宅勤務を行う場合)

○「国家公務員の両立支援制度の概要【非常勤職員の場合】」（4ページ、上から5番目の囲い）

子の看護等休暇	未就学児 <small>小学校3年生(9歳)までの子</small> を看護等するための無給の休暇（一年度5日（対象となる子が2人以上の場合は10日）以内）
(略)	
早出遅出勤務	未就学児 <small>小学校6年生までの子</small> の養育、小学生の放課後児童クラブへの送迎、家族の介護のため、勤務時間帯を変更すること
深夜勤務の制限	未就学児の養育、家族の介護のため、深夜（午後10時から午前5時）に勤務しないこと
超過勤務の免除	3歳未満の子未就学児 の養育、家族の介護のため、超過勤務をしないこと
超過勤務の制限	未就学児の養育、家族の介護のため、「1月に24時間、1年に150時間」を超えて超過勤務をしないこと
休憩時間の短縮	妊娠中の通勤配慮、未就学児 <small>小学校6年生までの子</small> の養育、 小学生の放課後児童クラブへの送迎 、家族の介護のため、休憩時間を短縮すること
休憩時間の延長	未就学児等 <small>小学校6年生までの子</small> の養育、家族の介護のため、休憩時間を延長すること（休憩時間の直前又は直後に在宅勤務を行う場合）

○「国家公務員の両立支援制度の概要【非常勤職員の場合】」（4ページ、(注)2の次の欄）

子の看護休暇	6月以上の任期が定められている又は6月以上継続して勤務していること
配偶者出産休暇	6月以上の任期が定められている又は6月以上継続して勤務していること
育児参加のための休暇	6月以上の任期が定められている又は6月以上継続して勤務していること
出生サポート休暇	6月以上の任期が定められている又は6月以上継続して勤務していること
介護休暇	介護休暇開始日から起算して93日を経過する日から6か月を経過する日の翌日に在職の可能性があること
介護時間	1日の勤務時間が6時間15分以上の日があること
短期介護休暇	6月以上の任期が定められている又は6月以上継続して勤務していること

○「妊娠、出産、国家公務員の両立支援制度の利用可能期間（非常勤職員の場合）」

（5ページ、下から6番目の枠）

子の看護等休暇 ※	(利用可能期間) 小学校3年生(9歳)
深夜勤務の制限、超過勤務の制限 ※	
超過勤務の免除 ※	(利用可能期間) 小学校入学

○「第6章 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等」「1 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」（177ページ、上から18行目）

③ 育児に関する制度又は措置の利用

→ 育児休業、育児短時間勤務、育児時間、育児を行う職員のフレックスタイム制、育児を行う職員の早出遅出勤務、深夜勤務の制限、超過勤務の免除・制限、育児参加休暇、子の看護等休暇、休憩時間の延長・短縮 の利用